

令和元年度いばらき保育人材バンク活用事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、待機児童の解消を図るとともに、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保することで子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、いばらき保育人材バンクを活用し、潜在保育士等を直接雇用する民間保育所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 潜在保育士等

保育士資格を有する者であって、保育業務に従事していない者

(2) 民間保育所等

以下のアからウの施設のうち、公立を除く施設とする。

ア 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設

イ 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める施設

ウ 地域型保育事業の事業所

児童福祉法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の市町村による確認を受けた施設・事業所

(3) いばらき保育人材バンク

潜在保育士等と民間保育所等とのマッチングや、潜在保育士等の保育業務への復職支援などを行うため県が設置するもの。ただし、運営は、県が委託した事業者（以下「受託者」という。）が行うものとする。

(4) 紹介手数料

受託者において、潜在保育士等を民間保育所等へ派遣した後、当該民間保育所等において直接雇用に至った際に、受託者が民間保育所等より徴する手数料。ただし、この場合の紹介手数料は雇用された保育士の年収（本俸、賞与及び諸手当）の15%及びその金額に対する消費税とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額に別表第3欄に定める県の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 雇用に必要な経費の収支その他帳簿、証拠書類等を備え付け、これを事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。

(2) (1) の書類等について報告を命じた場合は、これに応じること。

(3) 条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助を受けて潜在保育士等を雇用しようとする民間保育所等の設置者は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を雇用契約締結後30日以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、第5条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、民間保育所等の設置者に補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定兼確定通知書の送付を受けた日から15日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて、規則第11条の規定により、交付決定の通知を受けた民間保育所等の設置者から事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(その他)

第9条 特別の事由により、第3条及び第5条に定める算定方式又は手続きによることのできない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めによることとする。

付 則

この要項は、令和元年5月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。